

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅封日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グレナダ	グレナダ政府に対する贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 -----	H26.2.6 セントジョ ーゼス で (同日)	日本側 手塚義雅在グレナ ダ大使 グレナダ側 ニコラス・ス テイールル外務・国際ビジ ネス大臣	H26.2.24 59号
グレナダ	水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の交換公文	水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	484,000千円 H29.12.31まで	H26.9.25 セントジョ ーゼス で (同日)	日本側 佐藤雅俊在グレナ ダ臨時代理大使 グレナダ側 ローランド・ ボラ農業・国土・森林・ 漁業・環境大臣	H26.12.10 372号
グレナダ	グレナダ政府に対する贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H26.11.21 セントジョ ーゼス で (同日)	日本側 手塚義雅在グレナ ダ大使 グレナダ側 ニコラス・ス テイールル外務・国際ビジ ネス大臣	H26.12.22 402号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。